

(参 考) 一般動産等の評価における償却費の額の計算

1 従来 of 取扱い

一般動産、船舶、構築物及び門、塀等の設備（以下「一般動産等」という。）の価額については、再調達価額から、取得の時から課税時期までの期間に応ずる定率法により計算した償却費の額の合計額等を控除した金額等により評価することとしていた。

（注）一般動産及び船舶については、調達価額が明らかでない場合に限る。

2 減価償却制度の改正

平成 19 年度の税制改正において、減価償却制度の改正が行われ、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産は、改正後の定率法又は定額法により、平成 19 年 3 月 31 日までに取得した減価償却資産は、改正前の定率法又は定額法（旧定率法又は旧定額法）により、減価償却費の計算を行うこととされた。

3 評価通達における償却方法

評価通達においては、上記 2 の取扱いのように、取得時期により償却方法を区分して評価する（例えば、被相続人等が平成 19 年 4 月 1 日以後に取得していたものは改正後の定率法、平成 19 年 3 月 31 日までに取得していたものは改正前の定率法を適用する）ことは、時価評価の観点から適当でないこと及び土地等の資産の評価額は暦年で改定していることとの整合性等から、平成 20 年 1 月 1 日以後に相続等により取得した一般動産等の価額を評価する場合の償却方法については、一律に改正後の定率法を適用することとした（平成 19 年 12 月 31 日までに相続等により取得した一般動産等の価額を評価する場合の償却方法については、従来どおり改正前の定率法による。）。

（注） 評価通達の参考として、掲載していた改正前の定率法に基づく残価率表は、平成 20 年 1 月 1 日以後に相続等により取得した一般動産等の価額の評価における償却費の額の計算について、適用がないことに留意する。